

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日)

## 目 次

- 健康保険法による保険医療機関の指定
- 解除予定の保安林にする旨の通知
- 母樹の指定の解除
- 出産出荷近代化計画
- 土地改良事業の認可
- 土地の用途廃止

## 告 示

### 鳥取県告示第百六十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に

より、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十四年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所在地	診療科名	開設者名	指定年月日	採用点数表
古賀歯科医院	米子市天神町一丁目五〇	歯 科	古賀 要	昭和四十四年三月一日	歯科点数表
鳥取生協病院 附属古市診療所	鳥取市古市一	内科、外科	鳥取勤労者医療生活協同組合 理事長 山崎季治	昭和四十四年三月十二日	乙表点数表

### 鳥取県告示第百七十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林注（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
日野郡日南町大字下石見字下大倉一七二二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

無線設備敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び日南町役

場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町大字金屋谷字朽谷原二の一、二の七(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、二の一六、三の一(次の図に示す部分に限る。)、字榊水高原七九三の九、七九三の三〇(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町大字湯河字出立一〇三五の九、一〇三五の一〇、一〇三五の一三、一〇三五の一四、大字豊栄字陽山一三五七の一、一三五七の内第一、一三五七の内第二(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十三号

林業種苗法(昭和十四年法律第十六号)第八条第一項の規定に基づき、母樹の指定を解除したので、同法同条第二項において準用する同法第四条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七十四号

野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三十三号)第八条第一項の規定に基づき、弓浜野菜指定産地及び鳥取県西部野菜指定産地の生産出荷近代化計画を定めたので、同法同条同項の規定により、その概要を次のとおり

登録番号	所在地	樹種	本数	所有者の住所及び氏名	母樹又は母樹林の別
鳥七	倉吉市石塚字八塚 四五一〇	アカマツ	三本	倉吉市上吉川 齊江 尚	母樹

告示する。

昭和四十四年三月十八日

農林省農事 石 巻 二 郎

第1 弓浜野菜指定産地生産出荷近代化計画

1 生産出荷近代化計画樹立地区

野菜指定産地名 弓浜

指定野菜の種類 秋冬ねぎ

野菜指定産地の区域 米子市(旧伯仙町の区域を除く。)及び境港市

2 生産出荷近代化計画の内容

(1) 基本構想

ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量に関する事項  
昭和46年度を目標年度とする計画は、次のとおりとする。

イ 作付面積 155ヘクタール

ロ 生産数量 3,900トン

ハ 指定消費地域に対する出荷数量 2,575トン

イ 生産の近代化に関する事項

秋冬ねぎの栽培は労力が非常に多くかかり、特に土寄せ作業は重労働で労力不足となるので、うね立機を導入して作付面積の拡大と生産性の向上を図る。

ウ 出荷の近代化に関する事項

品質及び規格を均一にして流通基盤を確保するため、共同集出荷施設を設置して共販体制の維持推進を図るとともに、共同選別を行なう。また、販売代金積算、生産販売計画、生産資材代金積算等の

迅速化及び合理化を図るため電動式計算機を導入する。

(2) 生産出荷近代化計画に関する具体的な計画

ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量

イ 作付面積及び生産数量

作付面積は、昭和42年度120ヘクタールから機械導入による労働力の節減、品種改良、作業体系の改善等生産条件を整備しつつ漸次増反を図り、昭和46年度155ヘクタールを目標とする。また、生産量は、10アール当たり2,100キログラムから2,500キログラムを目標に増収を図り、総生産量3,875トンをおげる。

項目	作付面積 (ha)	10アール当たり生産数量 (kg)	生産数量 (t)
昭和42年	120	2,100	2,520
目標年次 (昭和46年)	155	2,500	3,875

ロ 指定消費地域に対する出荷数量

指定消費地域向け出荷数量は、次のとおりとする。

項目	指定消費地域向け (t)	その他県外向け (t)	その他県内向け (t)	合計 (t)
昭和42年	1,506	477	317	2,300
目標年次 (昭和46年)	2,575	630	70	3,275

イ 生産出荷近代化事業計画

昭和43年度から3箇年計画で推進予定の主要事業の内容は、次のとおりとする。

項目	事業種目	事業 箇所数	受益面積		事業 量
			戸数 (戸)	面積 (ha)	
生産近代化 施設導入 出荷近代化 施設導入	ねぎうね立機	5	2,732	155	専用うね立機50台
	共同計算用電動 式計算機	1	1,682	70	1台
	集出荷用機械 集出荷用建物	1	150	20	コンペター1台 1棟 150m <sup>2</sup> (木造平屋一部鉄骨) 1棟 300m <sup>2</sup> (木造平屋一部鉄骨)
		1	490	25	

第2 鳥取県西部野菜指定産地生産出荷近代化計画

1 生産出荷近代化計画樹立地区  
野菜指定産地名 鳥取県西部  
指定野菜の種類 冬にんじん

野菜指定産地の区域 米子市(旧伯仙町の区域を除く。)及び淀江町

2 生産出荷近代化計画の内容

(1) 基本構想

ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量に関する事項

昭和47年度を目標年度とする計画は、次のとおりとする。

- イ 作付面積 73ヘクタール
- ロ 生産数量 1,168トン
- ハ 出荷数量 584トン

1 生産の近代化に関する事項

にんじん栽培上特に労力を要するかん水作業の省力化を図るため、スプリングラーを導入する。また、トラクターを導入し、耕うん作業の省力化を図り、大型機械化作業体系を推進する。

ウ 出荷の近代化に関する事項

品質及び規格の均一化を図り、市場価値の向上と出荷労力の節減を図るため集出荷用建物を設置し、洗じよう機とコンペターを導入して洗じようの機械化とあわせて共同選別、出荷を行なう。

(2) 生産出荷近代化計画に関する具体的な計画

ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量

イ 作付面積及び生産数量

近年都市化の進展に伴う農地の転用、兼業化による農業労働力の流出等の諸情勢から、作付面積は一般に減少傾向にある。しかし、今後は、生産及び出荷の省力化を図り、目標年度の昭和47年には、作付面積73ヘクタール、生産数量1,168トンを安定的に確保する。

項目	作付面積 (ha)	10アール当たり 生産数量 (kg)	生産数量 (t)
昭和43年	83	1,330	1,104
目標年度 (昭和47年)	73	1,600	1,168

(4) 指定消費地域に対する出荷数量

指定消費地域向け出荷数量は、次のとおりとする。

年次	指定消費地 域向け (ト)	その他県外 向け (ト)	その他県内 向け (ト)	合 計 (ト)
昭和45年	267	225	334	826
昭 和 47 年 標 本 (昭和47年)	584	220	130	934

1 生産出荷近代化事業計画  
昭和44年度から3箇年計画で推進予定の主要事業の内容は、次のとおりとする。

項目	事業種目	事業箇所数	受益面積		事業量
			戸数(戸)	面積(ha)	
生産近代化施設導入	スプリングラー	1	450	24	50セット(立上り5本ポンプ付)
	トラクター及び附属作業機	1	750	50	2台(15馬力)
出荷近代化施設導入	洗じょう機	1	800	50	けんじん洗じょう機1台
	集出荷用機械	1	800	50	コンベアー 3台
	集出荷用建物	1	800	50	1棟500m <sup>2</sup> (木造平屋一部鉄骨)

鳥取県告示第七十五号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良(里仁、北村、瀬地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年三月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七十六号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良(津井、香取地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年三月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七十七号

気高町長から申請のあつた町営土地改良(下坂本地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年三月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七十八号

安田土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(笹津地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十四年三月十三日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十四年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七十九号

米子市日下七百五十番地松村吉次ほか五十三人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(日下地区農地造成)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年三月十三日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十号

東伯郡東伯町大字徳万五百五十八番地の一東伯町農業協同組合組合長吉田常吉から申請のあつた農業協同組合が行なう土地改良(倉坂地区農地造成)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年三月十三日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年三月七日から用途廃止した。

昭和四十四年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

場	所	面 (平方尺)	用途
鳥取市高路字村中下分ノ式三〇二番地先	三〇〇番地先	九・六三	道路敷
	四四五番地先から	一二・五三	"
	四四三ノ二番地先まで	七三・三四	"
	二九七番地先から	四八・二一	"
	二九八ノ一番地先まで	二六六・〇七	水路敷
三〇二番地先から	四四五番地先まで	一四・六七	"
	四四四番地先から		
	四四三ノ二番地先まで		